

公的研究費等のモニタリング実施に関する申合せ

制 定 平成26年12月 2日 不正防止委員会決定

最終改正 令和 7年11月10日 コンプライアンス委員会決定

1 趣旨

この申合せは、自然科学研究機構公的研究費等不正使用防止計画（令和5年5月19日決定。以下「不正使用防止計画」という。）に基づき、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費等の不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を行い、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図るために必要な事項を定める。

2 モニタリングの対象

モニタリングは、研究所で交付を受けている公的研究費等を対象とする。

3 モニタリングの実施方法

財務課は、常時、財務情報に関するチェックを行うとともに、このチェックにより把握された不正が発生する要因を研究所研究教育改善室コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

4 リスクアプローチ監査の項目等

委員会は、3の報告を分析し、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査の項目を決定する。また、監査の質を一定に保つため、具体的なマニュアルを作成する。

5 リスクアプローチ監査の実施体制

リスクアプローチ監査は、委員会がマニュアルに基づいて実施する。

6 リスクアプローチ監査の結果

委員会は、リスクアプローチ監査の結果を分析し、必要に応じて統括管理責任者へ不正使用防止計画の見直し等を依頼する。

7 機動的なリスクアプローチ監査の実施

委員会の委員長が、緊急に必要と認める項目については、委員会に諮ることなく、リスクアプローチ監査を行うことができる。この監査については、委員会に報告し、了承を得なければならない。

8 その他

この申合せに定めるもののほか、モニタリングの実施に関し、必要な事項は委員会が別に定める。

付 記

この要領は、平成26年12月2日から実施する。

付 記

この申合せは、令和3年9月22日から実施する。

付 記

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。

付 記

この申合せは、令和5年10月31日から実施する。

付 記

この申合せは、令和7年11月10日から実施する。